

東大和市告示第 3 1 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、東大和市まちづくり部都市基盤課において令和 8 年 8 月 2 5 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで（東大和市の休日に関する条例（平成 3 年条例第 3 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

東大和市長 和地 仁美

路線名	起点・終点（供用開始の区間）	供用開始の期日
市 道 第180号線	東大和市清水3丁目772番6先 ～東大和市清水3丁目772番5先	令和 8 年 8 月 2 5 日